

1 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載します。

ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができます。

2 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載します。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載します。

3 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載します。

4 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができます。

上記1及び3は、負債の部の記載でも同様です。

上記4は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の記載でも同様です。

決算日を記入します。法人で決算未到来の場合は、設立日を記入します。

完成工事高に計上した請負代金の未収額を計上します。(兼業事業売上高に係る売掛金は含みません。)

端数の処理を統一して、千円単位で表示します。

会社法第2条第6号に規定する大会社の場合は、百万円単位をもって表示することができます。この場合、「(単位・千円)」を「(単位・百万円)」と修正してください。

第十五号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

貸借対照表

令和 5 年 1 月 31 日現在

(会社名) 愛知建設株式会社

資 産 の 部

単位・千円

流 動 資 産

1 現金預金		38,345
2 受取手形		2,800
3 完成工事未収入金		13,883
4 有価証券売掛金		7,544
5 未成工事支出金		795
6 材料貯蔵品		1,574
7 短期貸付金		6,279
8 前払費用		1,000
9 その他		780
貸倒引当金	△	

流動資産合計 73,002 (1)

円単位の金額を合計し、千円単位をもって表示します。千円単位で表示したものを合計しても一致しない場合があります。

固 定 資 産

[1] 有形固定資産			
1 建物・構築物		2,103	
減価償却累計額	△	1,186	917
2 機械・運搬具		33,463	
減価償却累計額	△	20,801	12,661
3 工具器具・備品		1,996	
減価償却累計額	△	1,065	931
4 土地			15,187
5 リース資産			
減価償却累計額	△		
6 建設仮勘定			
7 その他		3,445	
減価償却累計額	△	2,380	1,065
[有形固定資産合計]			30,763 (2)

取得価格を書きます。

残存価格を書きます。

[2] 無形固定資産

1 特許権			
2 借地権			
3 のれん			
4 リース資産			
5 その他			

[無形固定資産合計] (3)

金額は、償却額を控除した残額を計上します。

1

[3] 投資その他の資産			(法)
1 投資有価証券			
2 関係会社株式・関係会社出資金			
3 長期貸付金		341	
4 破産債権更生債権等			
5 長期前払費用			
6 繰延税金資産			
7 その他		137	
貸倒引当金		△	
投資その他の資産合計		478	(4)
固定資産合計		31,241	(5)=(2)+(3)+(4)

金額は、償却額を控除した残額を計上します。

III 繰延資産			
1 創立費			
2 開業費			
3 株式交付費			
4 社債発行費			
5 開発費			
繰延資産合計			(6)
資産合計		104,244	(7)=(1)+(5)+(6)

兼業事業売上原価に係るものは別途「買掛金」に計上します。

負債の部

工事に係る未払金のみ計上。

I 流動負債			
1 支払手形		108	
2 工事未払金		23,396	税抜き方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含めます。
3 短期借入金		6,941	
4 リース債務			
5 未払金		5,400	
6 未払費用		4,611	
7 未払法人税等		3,680	当期に課税された法人税、住民税及び事業税のうち未払額を計上します。
8 未成工事受入金		2,850	
9 預り金			
10 前受収益			
11 引当金			
12 その他		2,099	
流動負債合計		49,087	(8)

決算期後1年以内に返済することとなる額を計上します。1年以内に完済するか否かを問いません(当座借入はこへ計上)

賞与引当金、製品保証引当金等はこへ計上します。

II 固定負債			
1 社債			
2 長期借入金		6,384	
3 リース債務			
4 繰延税金負債			
5 引当金			
6 のれん			
7 その他		623	
固定負債合計		7,008	(9)
負債合計		56,095	(10)=(8)+(9)

決算期後1年を超えた後に返済する額を計上します。分割返済の定めがあるものについては、決算期後1年以内の分割返済予定額を算定し、これを流動負債(短期借入金)に振替えなければなりませんので注意してください。

退職給付引当金等の引当金を記載、その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載します。

2

株主総会又は取締役会の決議により設定されたものを、その名称を付して計上します。

純 資 産 の 部

⑧

I 株主資本

[1] 資本金	20,000	①	
[2] 新株式申込証拠金		●	
[3] 資本剰余金			
1 資本準備金		②	
2 その他資本剰余金		③	
資本剰余金合計			④=②+③
[4] 利益剰余金			
1 利益準備金	2,337	⑤	
2 その他利益剰余金			
準備金		▲	
任意積立金	22,705	☆	
繰越利益剰余金	3,106	⑥	
利益剰余金合計	28,148		⑦=⑤+▲+☆+⑥
[5] 自己株式	△	⑧	
[6] 自己株式申込証拠金		□	
株主資本合計	48,148		⑨=①+●+④+⑦+⑧+□
II 評価・換算差額等			
[1] その他有価証券評価差額金		⑩	
[2] 繰延ヘッジ損益		⑪	
[3] 土地再評価差額金		⑫	
評価・換算差額等合計			⑬=⑩+⑪+⑫
III 新株予約権			⑭
純資産合計	48,148		⑮=⑨+⑬+⑭
負債純資産合計	104,244		(11)=(10)+⑮

損失又は欠損の場合は、△表示で計上します。

上記「純資産の部」の①～⑮と、様式第17号の「株主資本等変動計算書」の①～⑮とが一致します。

一般建設業の財産要件は、  
⑮ ≥ 500万円 であれば要件を満たします。

特定建設業の財産要件は、  
A. (1) 流動資産 ÷ (8) 流動負債 ≥ 75%  
B. ① 資本金 ≥ 2000万円  
C. ⑥が「欠損の額」の基準となり、  
⑥が負の値の場合、  
- (⑦+④) ÷ ① × 100 ≤ 20  
D. ⑮ ≥ 4000万円

※法人設立直後で決算を迎えていない場合は、手引(申請手続編)7ページ参照

A～D全ての事項に該当していなければなりません。

3

※確認資料の持参が必要となる場合があります。「申請手続編」の「2 許可申請書、添付書類及び確認資料」(2)確認資料をご確認ください。